

別表第五号様式(第10条、第46条関係)

経歴証明書						
下記事項は、事実と相違ないことを証明する。						
年　月　日						
証明者						
義 理	郵便番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>					
	住 所(※1)			氏 名(※2) 印		
歴 事 項	被証明者	資格	免許証の番号	免許の年月日	氏名	生年月日
	従事期間		従事した無線局		国際通信の経歴再掲	
	年月日から 年月日まで	年月日間	無線局の種別	無線局の名称	モールス符号による通信操作の有・無の別	船舶が航行した航路又は水域
合計						

短　辺　（日本工業規格 A列4番）

注1 ※1には、法人の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記入すること。

- 2 ※2については、氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人の場合は、名称及び代表者名を記入することとし、氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。
- 3 従事期間の欄は、次により計算した期間を記入すること。
 - (1) 従事した日から起算し、末日は終了しないときでも1日として算入する。
 - (2) 月又は年で定める従事期間は、暦に従って計算し、月又は年の始めから起算しないときは、その期間は最後の月又は年における起算日に応当する日の前日をもって満了する。ただし、最後の月又は年に応当日がないときは、その月の末日をもって満了するものとする。
 - (3) 従事期間を計算するには、1月に満たない従事日数は、合算して30日になるときは1月とし、1年に満たない従事日数は、合算して12月になるときは1年とする。
- 4 経歴証明書は、無線局の免許人等、法第70条の9第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者又はこれらに準ずる者が作成すること。
- 5 従事した無線局の免許人等又は法第70条の9第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者が異なるときは、当該免許人等又は法第70条の9第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者ごとに経歴証明書を作成すること。